



新型コロナウイルス問題に伴うDVへの対応に関する
橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージ

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。

今月5日にアントニオ・グテーレス国連事務総長が発出したメッセージにおいても、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしています。

DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

内閣府と厚生労働省は、今月3日、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を依頼しました。

また、DVに悩んでいる方が最寄りの配偶者暴力相談支援センターに相談できるよう、全国共通の相談ナビダイヤルを設けています。

電話番号は、0570-0-55210です。

夫婦の間で「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたら、まずは、こちらに相談してください。

また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報をしてください。

緊急に身の安全の確保が必要な場合には、全国の婦人相談所一時保護所等において、適切に保護を行う体制を整えていますので、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

さらに、今後のDVの深刻化に備えて相談窓口を拡充することを、4月7日に閣議決定した「緊急経済対策」に盛り込みました。

深夜・休日にも対応できる相談窓口の設置を行うとともに、家庭内で電話をしづらい環境にいる方も相談できるよう、SNSやメールによる相談を速やかに実施し、被害者支援体制の拡充を行ってまいります。また、新たな相談窓口についても、周知を図ります。

配偶者等からの暴力（DV）で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、是非、この情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながるような御協力をお願いします。

事務連絡
令和2年4月17日

各 都道府県 男女共同参画主管課 御中

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する相談窓口の設置について

標記について、DVの増加や深刻化が懸念される中、「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」（令和2年4月3日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）により、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまで、継続的かつ迅速な支援の実施を依頼させていただくとともに、「DV相談ナビ」（0570-0-55210）の周知を図ったところです。

また、本年4月10日には、橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から、新型コロナウイルス問題に伴うDV等への対応に関するメッセージ（別添）を発信し、DV被害者に対する相談窓口等について周知を図るとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づくDV相談窓口の拡充について述べたところですが、今般、新たな相談窓口として、別紙のとおり「DV相談+（プラス）」（0120-279-889）を設置し、4月20日から運用を開始することとしましたので、お知らせします。

本事業では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い懸念されるDV被害等の増加や深刻化に対応するため、これまでの「DV相談ナビ」を補完する形で、DV被害者に対して、24時間対応の電話相談（24時間化は4月29日からを予定）、SNSや電子メールを活用した相談、外国語による相談（5月1日からを予定）を実施するとともに、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援、緊急的な保護等の支援を、総合的に提供することとしています。

各都道府県におかれては、下記の内容も踏まえ、引き続き、DV被害者に対する相談から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を実施いただくとともに、貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、厚生労働省とも調整済みであり、厚生労働省から各都道府県の婦人相談所等の関係機関へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

記

1. 本事業は、内閣府を実施主体とし、事業の運営を委託する事業者（委託事業者）において、全国からの電話やSNS・電子メールによる相談を受け付けることとなる。相談者の状況や希望に応じて、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所等の地方公共団体

の相談窓口についての情報を相談者に提供することがあるが、本事業を通じてなされた相談に対しても、各相談支援窓口において適切に対応すること。

2. 委託事業者は、相談内容から、緊急に保護する必要があると判断した場合は、その旨を相談者の所在地域の婦人相談所に連絡し、相談者の一時保護について依頼する。婦人相談所は、速やかに被害者の安全を確保するとともに、一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託施設の決定を行い、相談者の負担の軽減を図りつつ、迅速に婦人相談所一時保護所又は一時保護委託契約施設における一時保護を開始すること。
3. 相談者の状況や希望等を踏まえて、婦人保護事業での対応ではなく、関係の他制度で対応する場合は、委託事業者及び地域協力民間支援団体が、相談者の安全を確保するとともに、同行支援や宿泊を伴う緊急的な保護（宿泊施設の提供）を行うなど適切に対応する。この場合、対応の経緯等について委託事業者から内閣府に報告する。なお、民間支援団体等が地域で継続的支援を行う中で、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所等の地方公共団体と対応を相談することがあるので、適切に連携を図ること。
4. 本事業における同行支援及び緊急的な保護は、相談者を適切な支援窓口につなげるという目的の範囲内で行うものである。このため、例えば、配偶者暴力相談支援センターや市町村の支援窓口等が緊急時の安全確保を行った場合や継続的な支援を開始した場合及び相談者が同行支援員による支援を希望しない場合は、その時点で本事業における支援は終了する。同行支援員に付き添われて地方公共団体の相談窓口に来た者を一時保護所等へ移送する場合は、支援窓口・機関による継続的な支援に含まれ、本事業の同行支援員が対応する業務の範囲外となる。
5. 本事業は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴うDVの深刻化等に対応するため、まずは緊急的に開始するものであり、「DV相談+（プラス）」の運用期間については、今後の状況等も踏まえ、判断する。

以 上

「DV相談+（プラス）」概要

1. 目的

配偶者等からの暴力（DV）の被害者の相談支援のため、都道府県等において配偶者暴力相談支援センターが設置されており、最寄りの相談窓口につながるよう、全国共通の電話相談ナビ（DV相談ナビ：0570-0-55210）を設けている。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、生活不安やストレスから、DV等の増加・深刻化が懸念されており、緊急に相談窓口の充実が求められている。こうした状況に対応するため、内閣府は、これまでの取組を補完しながらDV相談体制を強化するため、新たに、当面、「DV相談+」を開始する。

2. 事業概要

(1) 名称

DV相談+（プラス）

(2) 日程

令和2年4月20日（月）午前9時から

（※1）電話相談の24時間対応は、令和2年4月29日（水）夜から

（※2）外国語相談は、令和2年5月1日（金）正午から

（※3）運用期間については、状況により判断する

(3) 実施事業内容体制

相談体制の拡充

- ① 24時間対応電話
電話番号：0120-279-889
- ② SNS相談、メール相談
ホームページからアクセス
受付時間：SNS相談は正午から午後10時まで、メール相談は24時間受付
- ③ 外国人相談者向け相談
対応言語：英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語（予定）
受付時間：正午から午後10時まで（※SNS相談により対応予定）
- ④ WEB面談
相談状況に応じて対応

総合的な支援の拡充

- ⑤ 同行支援
全国の民間支援団体のネットワークを活用
- ⑥ 保護（宿泊場所の提供等）
公的機関（婦人相談所等）につなぐとともに、緊急的かつ一時的に、宿泊（ホテルや民間シェルター等の利用）も提供

(4) ホームページ

<https://soudanplus.jp>